

特定生産緑地の指定・延長（生産緑地法第10条の2） 提出書類一覧

提出書類	部数	入手場所	その他	確認欄
特定生産緑地（指定・延長）申請書兼農地等利害関係人同意確認書	1部	西東京市役所 都市計画課 ※なお、本書に同封又は市ホームページからダウンロードできます。	○申請者は、土地の所有者（土地の所有者が複数にいる場合は、代表者が申請） ○押印（実印）が必要 ○他に農地等利害関係人がいる場合は、同意欄に記入と押印（実印）が必要 ※「農地等利害関係人」とは…土地所有者（共有者を含む）のほか、土地に関する権利を有する方等を指し、抵当権や借地権、小作権等権利などがあげられます。 ただし、相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合、当市で一括して同意を取得しますので、記載不要です。 ○その他、記載例をご確認の上、ご記入ください。	<input type="checkbox"/>
印鑑登録証明書（原本）	農地等利害関係人全員	西東京市役所 市民課 ※出張所・自動交付機などでも発行可能です。 （市外の方は、お住まいの自治体へお問合せください。）	○3ヶ月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>
土地登記事項証明書（原本） （全部事項証明書）	申出をする土地すべて	東京法務局 田無出張所	○3ヶ月以内に発行されたもの ○法務局で取得したものに限り（インターネットで取得したものは不可）	<input type="checkbox"/>
公函	申出をする土地すべて	東京法務局 田無出張所	○3ヶ月以内に発行されたもの ○法務局で取得したものに限り（インターネットで取得したものは不可）	<input type="checkbox"/>
案内図	1部		○申請する農地等の位置がわかる図面（住宅地図等）	<input type="checkbox"/>
委任状 （任意書式）	1部		○代理人（農協など）が申請書を提出する場合のみ必要 ○委任者の署名、押印（実印）が必要	<input type="checkbox"/>
その他市が必要と認める書類	-	-	-	-

確認欄は提出する資料がお揃いかご確認する際にご活用ください。

